

2月16日(水)～3月15日(火)

# 町民税確定申告



平成22年分の所得税の確定申告は2月16日(水)から3月15日(火)までとなっています。申告の準備はお済みでしょうか。例年、申告期限前は窓口が混み合いますので、申告が必要な人は必要な書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めに申告をしてください。確定申告期間中、役場では町民税の申告を受け付けています。

## 確定申告が必要な人

- ・給与の収入が2,000万円を超える人
- ・給与所得者(アルバイトを含む)で、2カ所以上に勤めていて給与をもらっている人
- ・給与以外の所得金額が20万円を超える人
- ・事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人

## 町民税申告が必要な人

- ・平成23年1月1日現在で、菊陽町に住民票があり、次に該当する人。
  - ・平成22年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
  - ・平成22年中に収入がなかった人
  - ・遺族年金や傷病手当のみ給付を受けている人
  - ・町外の人(単身赴任などの人)の扶養になつていない人
- ※ただし、確定申告を税務署へ提出する人・給与所得のみで職場で年末調整が済んでいる人・町内に住所のある親族の扶養になつていない人は除きます。



## 申告に必要なもの

- ・印かん(認印で可)
- ・源泉徴収票・支払証明書など(原本)
- ・社会保険料控除証明書
- ・国民年金・任意継続保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険(など)
- ・保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・地震保険)
- ・医療費控除関係(領収書(原本)・高額医療費などの給付金額が分かるもの・保険会社からの給付金額が分かるもの)

※申告する際は、あらかじめ領収書の金額を家族ごとに集計し、所定の様式に記入した上で提出してください。様式は税務課と武蔵ヶ丘支所にあります。

- ・農業・営業・不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- ・本人の口座番号が分かるもの(通帳など)

## 申告をしないと

手当関係や公営住宅など手続きに必要な各種証明書(所得証明書・課税証明書)の発行ができなくなることがあります。また、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。

## 確定申告・住民税申告の日程

期日	受付地区		場所
	午前 午前9～11時	午後 午後1～4時	
2/16(水)	三里木・三里木北		三里木町民センター
17(木)	新山・境の松・新成		
18(金)	杉並台・青葉台		
21(月)	東ヶ丘・沖野・鉄砲小路(旧下堀川)		武蔵ヶ丘コミュニティセンター(武蔵ヶ丘中学校隣)
22(火)	光の森		
23(水)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
24(木)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
25(金)	八久保・南八久保		
28(月)	花立・向陽台		
3/1(火)	中代		東部町民センター
2(水)	上中代・出分	戸次・馬場楠	役場2階大会議室
3(木)	川久保・下原	津留・大堀木	
4(金)	曲手・辛川	井口・道明	
7(月)	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	上津久礼	
8(火)	宮ノ上・ひばりヶ丘	下津久礼	
9(水)	緑ヶ丘	緑陽台・古閑原	
10(木)	入道水・柳水・馬場		
11(金)	鉄砲小路(旧上堀川)・長塚	新町・南方	
14(月)	中尾・光団地・駅前		

※混雑を避けるため、行政区ごとに受付日(午前・午後)を指定しています。できるだけ、ご自分の行政区の指定された日に申告してください。また、申告会場は混み合う場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

## 菊陽町の申告会場で受けられない申告

- 譲渡所得の申告
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて申告する人
- 消費税・贈与税の申告
- 準確定申告(平成22年中に亡くなられた人の申告)

※詳しくは菊池税務署にご相談ください。

## 菊池税務署からのお知らせ

### 申告日程(税務署)

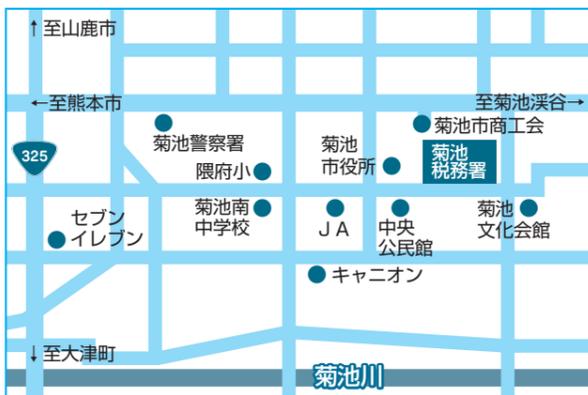
期日	会場	対象者
2/16(水) 3/15(火) (土日祝日は除く)	菊池税務署 (〒861-1393 菊池市隈府874-1)	すべての所得税申告 個人事業者の消費税申告

※青色申告の人は、青色申告会を通して提出するか、税務署へ直接提出してください。役場ではお預かりすることができません。

### 無料相談会を実施します

- ・南九州税理士会菊池支部による無料相談会を実施します。
- ・期間 2月7日(月)～2月15日(火)(土日祝日を除く)
- ・場所 菊池税務署

### 菊池税務署案内図



### 確定申告書の作成は国税庁のホームページからできます

国税庁ホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。作成した申告書などのデータはe-Taxを利用し、自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に直接郵送などでも提出することができます。

### e-Taxのメリット

- ・最高5,000円の税額控除(平成19年分から平成21年分までの控除を受けている人は、受けられません)
- ・添付書類の提出省略
- ・24時間受付



国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

## 後期高齢者医療保険料・介護保険料をお支払いの人へ

後期高齢者医療保険料もしくは介護保険料を納付している人で、納付確認書が必要な人は、健康・保険課の窓口または郵送でお渡しします。

問い合わせ 健康・保険課 ☎ 232-4912

問い合わせ	確定申告について	菊池税務署	☎ 0968-25-2121 (自動音声案内)
	町民税申告について	税務課 住民税係	☎ 232-4911